

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状に関する事務の委託 (消 防 課) 一
- 液化石油ガス整備士免状に関する事務の委託 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更 (同) 二
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 三
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 三
- 保安林の指定の予定 (二件) (同) 三
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (二件) (同) 四
- 建設業許可の取消し (二件) (事業管理課) 五
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六
- 宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務の委託 (教育庁生涯学習課) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 七
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

## 告 示

- 自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 七
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (同) 七
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八
- 政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体 (労働委員会) 八
- 宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示 八

○ 宮城県告示第三百六十八号  
 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条の二第一項の規定により、高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第八条第二号の規定により公示する。  
 平成二十六年四月十五日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高压ガス保安協会	高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○ 宮城県告示第三百六十九号  
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第七条第二号の規定により公示する。  
 平成二十六年四月十五日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間

高圧ガス保安協会  
液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務  
東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号  
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十六年三月二十日次の者を指定した。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
齊藤 群大	内 科	栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二十三番地四号
高田 秀司	外 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
安達 雅史	人工透析内科 泌尿器科	医療法人社団清靖会木村病院	大崎市古川中島町一番八号
神山 篤史	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第三百七十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
永沼 宏	外 科	永沼外科医院	塩竈市宮町四番十九号
高橋 直樹	外 科	高橋医院	大崎市岩出山字上川原町二十四番三号
本田 剛彦	外 科	医療法人社団奏会本田記念あおいくりにック	本吉郡南三陸町志津川字十日町百四十一番地

○宮城県告示第三百七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師

の所属医療機関に、次のとおり変更があった。  
平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
津留 祐介	循環器内科	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広測字焼巻二番地	涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町浦谷字江南二百七十八番地
曾根 茂樹	整形外科	医療法人恵尚会コミュニティクリニック上桜木	黒川郡富谷町上桜木二丁目三番四号	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広測字焼巻二番地

○宮城県告示第三百七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	新	旧	所属医療機関の所在地	
			所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
永沼 亨	永沼外科整形外科医院	永沼外科医院	塩竈市宮町四番十九号	
伊藤 明一	医療法人社団伊藤医院	伊藤医院	加美郡加美町字旧館一番八十番地の二	
佐藤 徹	医療法人社団新生会佐藤徹内科クリニック	佐藤徹内科クリニック	本吉郡南三陸町志津川字沼田百四十四番四十五号	

○宮城県告示第三百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	新	旧
		所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地

高橋 正倫	ももセクリニック	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	塩竈市伊保石二十一番地一
村岡 正朗	医療法人華月会 村岡外科クリニック	気仙沼市中前四丁目四番七号	気仙沼市仲町一丁目二番三十一号
葛 但寛	葛内科胃腸科医院	気仙沼市中前二丁目八番八号	気仙沼市仲町二丁目六番十三号
伊藤 明一	医療法人社団伊藤医院	加美郡加美町字旧館一番八十八番地之二	加美郡加美町字旧館一番八十八番地
佐藤 徹	医療法人社団新生会 佐藤徹内科クリニック	本吉郡南三陸町志津川字沼田百四十四番四十五号	本吉郡南三陸町志津川字廻館前五十八番一

○宮城県告示第三百七十五号

県管南三陸地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年四月十五日から平成二十六年五月十六日まで

三 縦覧場所

南三陸町役場

○宮城県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の三六（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の三八（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

三 解除予定保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の三六・二の三八（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

東松島市矢本字上沢目一〇三、一一八、一二〇、一二二の二、一三三の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市東和町米川字力畑一七、四の一、字軽米九六の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字力畑一七（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 平成二十六年四月十五日
- 許可を取り消した年月日  
平成二十六年四月四日
- 商号又は名称等
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
有限会社ケイ・センター 国井 玄雄	仙台市青葉区山手町十八丁目一	般一二十二百八十二号	全部建設業 一般建設業 土木工事業 造園工事業	平成二十六年三月五日
有限会社相栄興業 相馬 忠男	仙台市泉区松陵一丁目二十一	般一二十三百五十七号	全部建設業 一般建設業 とび・土工工事業	平成二十六年三月十一日
株式会社アイムワントテクノ 小林 実	仙台市青葉区二日町十二丁目二十一	般一二十二百六十二号	一部建設業 一般建設業 建築工事業	平成二十六年三月六日
株式会社春夏秋 遠藤 喜二	仙台市宮城野区二の森一丁目十一	般一二十三百一十号	全部建設業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十六年三月三日
千代田工業株式会社 相澤 隆行	仙台市若林区舟丁四十七丁目五	般一二十三百七十七号	全部建設業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十六年三月十三日
エム・アール・デー株式会社 森 清	仙台市太白区大野田二丁目三十三	般一二十五百九十九号	全部建設業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十六年三月十日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第三百八十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成二十六年四月十五日

- 一 許可を取り消した年月日  
平成二十六年四月七日
- 二 被処分者の商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
有限会社大和 館 博之	一 伊具郡丸森町館矢間館山字後田三十六ー十	般一二十五 第一万九千九百二二号

三 処分の内容

- 1 処分  
一般建設業許可の取消し
- 2 取消範囲  
建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

有限会社大和は、平成二十五年十二月五日に建設業許可を受けたが、法第七条第一号及び第二号に掲げる経営業務の管理責任者及び営業所専任技術者が常勤した事実はなく、他に該当する者もないことから、法人として許可の基準に適合していない。

○宮城県告示第三百八十三号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画市場

- 2 名称 塩竈市魚市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、図録売払代金徴収事務を平成二十六年三月二十七日次のとおり委託した。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方  
東京都渋谷区笹塚一丁目六十二番三号アルス笹塚一階  
株式会社オークコーポレーション
- 二 委託期間  
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中上薬局	気仙沼市本吉町津谷松岡二十六	平成二十六年四月一日
イオン薬局気仙沼店	気仙沼市赤岩館下六一一外	平成二十六年四月一日
条南マリン薬局	気仙沼市田中前二一四一六	平成二十六年四月一日
株式会社南郷調剤薬局	気仙沼市南郷五一五	平成二十六年四月一日
かもめ薬局東新城店	気仙沼市東新城三一一一	平成二十六年四月一日
八日町調剤薬局	気仙沼市八日町一四一一	平成二十六年四月一日
ししおり調剤薬局	気仙沼市東八幡前二百七十一一	平成二十六年四月一日
有限会社オルセー薬局	気仙沼市本吉町津谷明戸二百十三一四	平成二十六年四月一日
大島調剤薬局	気仙沼市高井二百十五一一	平成二十六年四月一日
アイン薬局吉岡店	黒川郡大和町吉岡南第二土地区画事業地 区内九十二一ー一一二	平成二十六年四月一日

一般社団法人宮城県薬剤師会 会宮志津川薬局 有限会社たつ薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六ー二 本吉郡南三陸町歌津字榎沢六十六ー一	平成二十六年四月一日 平成二十六年四月一日
--------------------------------------	---	--------------------------

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
変更前	薬局みらい号	石卷市蛇田字東道下石卷市蛇田北部土地区画整理組合保留地十一ー一
変更後	薬局みらい号	石卷市わかば二ー五一一
変更前	有限会社キクユウ薬局	石卷市南境字新小堤百六十二ー五
変更後	有限会社キクユウ薬局	石卷市美園三ー一十
変更前	ファーマライズ薬局石巻店	石卷市蛇田字東道下七十一ー二
変更後	ファーマライズ薬局石巻店	石卷市わかば二ー一十一ー三
変更前	ひかり薬局石巻	石卷市蛇田字東道下九十五ー二
変更後	ひかり薬局石巻	石卷市わかば二ー一十一ー二
変更前	カメイ調剤薬局石巻店	石卷市蛇田字東道下九十三ー一
変更後	カメイ調剤薬局石巻店	石卷市わかば二ー一十二ー一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十

九条の規定により公告する。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	担当する医療の種類	所在地	指定廃止年月日
友愛薬局有限公司	調剤	石卷市蛇田字東道下四十八ー四	平成二十六年三月十七日
たちまち薬局	調剤	石卷市穀町一ー二十四	平成二十五年十二月一日
ダルマ薬局上桜木店	調剤	黒川郡富谷町上桜木二ー三一一	平成二十六年三月三日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
名取たにくちクリニック	名取市杜せきのした二ー五一一七	平成二十六年四月一日
富谷ファミリーメンタルクリニック	黒川郡富谷町上桜木二ー三一一六	平成二十六年四月一日

一 病院及び診療所

二 薬局

名称	所在地	指定年月日
アイン薬局吉岡店	黒川郡大和町吉岡南第二土地区画事業地区内九十二街区一ー二画地	平成二十六年四月一日

三 指定訪問看護事業所等

名称	所在地	指定年月日

ぶりけあ訪問看護ステーション

石巻市蛇田字南久林十四ー三ユニバーサルI百二号

平成二十六年四月一日

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城県郡七ヶ浜町菖蒲田浜字向山五十番二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城県郡七ヶ浜町菖蒲田浜字一本松五番一  
三浦なみよ  
三浦カツ子

選挙管理委員会

〇宮選管告示第四十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十六年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

阿部欽一郎後援会	阿部欽一郎	橋本 志乃	石巻市長渡浜姥婆一五
板橋勇後援会	二階堂久男	和田 光信	伊具郡丸森町金山字田林二二二
小野寺一貴後援会	川村 登	三浦 三郎	仙台市若林区穀町一二一〇一
鎌田礼二後援会	三島 善治	鎌田由利子	塩竈市梅の宮一ー二六
熊谷義彦県政研究会	熊谷 義彦	高橋 勝男	栗原市築館薬師台四一ー〇
熊谷義彦後援会	鈴木 喬義	高橋 勝男	栗原市築館薬師台四一ー〇
小岩孝一後援会	小岩 孝一	千田 浩平	栗原市金成津久毛小迫金沼二二
金野静男後援会	佐々木正貴	加藤 栄	登米市石越町南郷字新田一八一ー七

西條正昭後援会	佐々木昭一	小山 薫	石巻市北上町十三浜字相川四五ー一
佐藤英治後援会	佐藤 英治	片桐百合子	塩竈市西町九一四
佐藤まさし後援会	斉藤 孝治	佐藤 一夫	黒川郡大衡村大瓜字東石崎一三
佐藤まさる後援会	佐藤 精一	三浦 義和	大崎市古川小野字窪九
しげみ栄子後援会	門馬 俊彦	重實 哲男	岩沼市里の杜二一八一ー二二
仙台維新の会	渡邊 勝幸	坪内 啓	仙台市若林区河原町一七二九
そね充敏後援会	曾根 充敏	曾根 充敏	登米市石越町北郷字長根一四七一六
中村一彦後援会	中村 新一	中村 弓子	大崎市田尻沼部字早稲田一五八一ー一
ふるかわ泰広後援会	鈴木 忠	佐藤 幹夫	東松島市小野字裏丁九八
ふるかわ泰広はげます会	添田 尚	小林 世明	東松島市小野字裏丁九八
星吉郎後援会	山田 富市	伊藤 仁治	柴田郡柴田町槻木東二一三一五
まはた善次後援会	櫻墓 清志	中鉢 強	柴田郡川崎町支倉台一ー一三一八
目黒政市後援会	目黒 政市	鈴木奈美子	仙台市宮城野区平成一ー八一ー〇

労働委員会

〇宮城県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十六年四月十五日

宮城県労働委員会

会長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

（平成26年 4月1日現在）

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	東北大学大学院法学研究科 長	平26. 4. 1
坂 田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	横浜国立大学経営学部助教	平26. 4. 1
鈴 木 敏 明	宮城県労働委員会委員	宮城県労働委員会事務局長	平26. 4. 1

照井克洋	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	平26. 4. 1
岡崎貞悦	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	平26. 4. 1
山崎透	宮城県労働組合委員会 日本労働組合総連合会宮城県連 合会会長	電機連合トーキョー労働組合 中英執行委員長	平26. 4. 1
菅原厚	宮城県労働組合総連合会宮城県連 合会副事務局長	宮城交通労働組合書記長	平26. 4. 1
布間きみよ	宮城県労働組合総連合会副議長 宮城県労働委員会宮城県支部長	全労連・宮城一般労働組合 副執行委員長	平26. 4. 1
富永信明	宮城県労働委員会宮城県支部長 U Iゼンセン宮城県支 部支部長	U Iゼンセン同盟宮城県支 部支部長	平26. 4. 1
小出裕一	宮城県労働委員会宮城県連 合会事務局長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会仙台地域協議会議 長	平26. 4. 1
今野敦之	宮城県労働委員会委員 株式会社ユニクス代表取締役 社長	宮城県印刷工業組合理事 長	平26. 4. 1
岡崎智政	宮城県労働委員会委員	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	平26. 4. 1
大内栄治	宮城県労働委員会委員 公益財団法人宮城県興財団 業務執行理事	株式会社七十七銀行取締役	平26. 4. 1
伊藤吉里	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協 会専務理事	社団法人宮城県経営者協 会事務局長	平26. 4. 1
熊坂仁	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社入財部部長	東北電力株式会社入戸営業 所長	平26. 4. 1
武藤伸子	宮城県労働委員会事務局長		平26. 4. 1
石神敏夫	宮城県労働委員会事務局長兼 総務課長		平24. 4. 1
小松直子	宮城県労働委員会事務局審査調 整課長		平26. 4. 1